

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した 建築設計標準についてのパブリックコメント

- 「はじめに」の「用語の定義」における参照条文に誤りがあるので、訂正してください。
 - ・ 特定建築物 バリアフリー法第 16 条→バリアフリー法第 2 条第 16 号
 - ・ 特別特定建築物 バリアフリー法第 17 条→バリアフリー法第 2 条第 17 号
- 建築物の計画・設計に当たって、高齢者、障害者の意見聴取を行うとともに、施設使用開始後も当事者参加による検証を行うなどを記載していただいております。できれば、これらのプロセスを義務化するようご検討ください。
- 高齢者、障害者などの利用者は、建築の専門家ではない場合がほとんどです。また、知的障害などにより、よりていねいな説明がないと理解が難しい場合もあります。モックアップの利用などの例を示していただいておりますが、意見聴取に当たっては、障害特性に配慮した説明方法や、理解を助ける支援者の同席など、利用者の意思決定に配慮した方法で実施するよう記載してください。
- ハードとソフトの両側面が必要であることの記載や、「第 2 章 単位空間等の設計」において各項目に「ソフト面の工夫」を記載するなど、ハード面に偏らない配慮が必要であることを強調していただいております。ソフト面での取り組みをさらに有効にするためにも、「心のバリアフリー」の記述を充実してください。例えば、障害者を庇護されるべき存在としてとらえてしまうような偏見や、障害当事者を差し置いて介護者に話しかけてしまうような態度のままでは、ソフト面での工夫も成り立ちません。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」に係る事項ですので、本パブリックコメントの範囲ではないですが、特別支援学校以外の学校及び保育所について、「特定建築物」ではなく「特別特定建築物」とするよう、ご検討をお願いします。ノーマライゼーションの理念の浸透により、障害のある児童・生徒も特別支援学校以外の地元の学校の利用を希望することがあります。また、児童・生徒本人以外にも保護者に障害がある場合もあります。設備が整っていないために地元の学校に通えず、地域と切り離されてしまうことのないよう、特別特定建築物に位置付けて基準への適合を義務づけてください。